

選定療養費（初診・再診）について

1. 選定療養費（初診・再診）とは

「初期の治療は地域の診療所や医院で、高度・専門治療は病院で行う」という医療機関の役割分担の推進を目的に厚生労働省で制定された制度です。

令和2年4月の健康保険法改正により、200床以上の地域医療支援病院（当院該当）では、保険適用の診療費とは別に下記の料金を患者様よりご負担いただくことが義務づけられました。ご理解・ご協力をお願いいたします。

2. 非紹介患者初診料 7,700円（税込）

初診の方で紹介状をお持ちではない場合、非紹介患者初診料として7,700円をご負担いただきます。

ただし、緊急その他やむを得ない事情（受診後そのまま入院された等）により、他の医療機関の紹介状なしに来院した場合はこの限りではありません。

3. 再診加算料 3,300円（税込）

治療により病状が安定した患者様につきましては、他の医療機関に紹介を行っておりますが、患者様のご希望で引き続き当院を受診される場合、再診加算料として3,300円をご負担いただきます。

これを機会にかかりつけ医を持ちましょう！